



# 埼玉県報

第 3090 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 22 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則（男女共同参画課）
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則等の一部を改正する規則（小中学校人事課）

### 告示

- 予算の公表（財政課）
- 予算の公表（財政課）
- 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示（入札審査課）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 春日部都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画事業加納原土地地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 県道川越北環状線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

平成 31 年(2019 年)3 月 22 日

- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正（選挙管理委員会）

## 規 則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十四号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中「七九〇」を「八一〇」に、「七二〇」を「七三〇」に、「三〇〇」を「三一〇」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

## 規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県立学校部の項中「、教職員採用課」を削り、同表市町村支援部の項中「義務教育指導課」の下に「、教職員採用課」を加える。

第四条第二十号を第二十一号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 教育委員会における障害者雇用推進の総括に関すること。

第五条第五号中「中学校」の下に「、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）」を加える。

第六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）第一条に規定する職員の旅費事務に関すること。

第八条第三号中「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）」を「負担法」に改め、同条第十号中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

第九条の三に次の一号を加える。

五 県立学校部副部长（生徒指導課、保健体育課及び特別支援教育課を所管する副部长に限る。）の庶務に関すること。

第九条の四を削る。

第十一条第一号中「県立及び市町村立の特別支援学校並びに特別支援学級（以下「特別支援学校等」という。）」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「及び特別支援学級担当職員」を削り、同条第五号中「特別支援教育」を「特別支援学校における教育」に改め、同条第六号及び第七号中「特別支援学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第九号中「及び特別支援学級担当職員」を削り、同条第十一号中「特別支援教育」を「特別支援学校における教育」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 県立学校部参事兼市町村支援部参事の庶務に関すること。

第十二条第五号中「義務教育諸学校（特別支援学校を除く。次号及び第八号にお

いて同じ。)を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校」に改め、同条第六号及び第八号中「義務教育諸学校」を「の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程」に改め、同条第十三号中「人権教育課」を「教職員採用課」に改める。

第十三条第一号中「及び義務教育諸学校」を「、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 教職員採用課においては、次の事務を所掌する。

- 一 教員の採用のための選考に関すること。
- 二 実習助手及び寄宿舎指導員の採用のための選考に関すること。
- 三 教育職員の免許に関すること。

第十四条中「次の事務(」の下に「県立学校人事課、高校教育指導課、」を加え、「文化資源課及び人権教育課」を「小中学校人事課、義務教育指導課及び文化資源課」に改め、同条第十八号中「及び文化資源課」を「、文化資源課及び人権教育課」に改める。

第十五条第十五号中「及び市町村支援部副参事」を削り、同号を同条第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 博物館等と学校との連携事業における学校への指導に関すること。

第二十条第三号中「給与」の下に「(旅費を除く。)」を加える。

第二十一条第二項の表中

「  
高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課及び人権教育課  
」

「  
魅力ある高校づくり課、県立学校人事課、教職員採用課及び小中学校人事課  
」

「  
魅力ある高校づくり課、県立学校人事課、小中学校人事課及び教職員採用課  
」

に、

を

「  
高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課  
」

に改める。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画や、保護者、地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第三条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第四条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

一 教育課程の編成に関すること

二 目指す学校像に関すること

三 重点目標に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第五条 協議会は、対象学校の運営全般について、対象学校の校長に対し、又は校長を経由して教育委員会に対し、意見を述べることができる。

2 協議会は、第二条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、校長を経由して教育委員会に対し、意見を述べることがができる。

3 協議会は、前二項の規定により、教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第六条 協議会は、学校評価の取組として毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について当該対象学校の自己評価を踏まえ、学校関係者からの評価を行うものとする。

2 協議会が前項の評価を行う際には、協議会の委員（以下「委員」という。）以外の学校関係者等（当該学校の教職員を除く。）を参加させることができる。  
（学校運営等に関する情報提供）

第七条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果並びに協議会で協議された学校と保護者、地域住民等による協働の教育活動の企画等に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（委員の任命）

第八条 委員は十名以内とし、次の各号に該当する者として対象学校の校長が推薦する者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第一号から第四号までに掲げる者については、必ず委員に含めるものとする。

一 対象学校の運営に資する活動を行う者  
二 対象学校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者

三 地域住民

四 対象学校の校長

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- 三 その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第十条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、任命された年度が連続する場合には、原則として、三箇年度以内とする。

(報酬)

第十一条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第十二条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、協議会の会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第十三条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第十四条 会議は、職員の採用その他の任用に関する事項及びその他協議会が必要と認める事項について審議する場合を除き、公開するものとする。

2 会議を傍聴しようとする者（次号において「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第十五条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことよって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第十六条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- 一 本人から辞任の申出があった場合
- 二 第九条に反した場合
- 三 心身の故障のため職務を遂行することができない場合
- 四 その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(補則)

第十七条 協議会を置く学校には、埼玉県立高等学校管理規則第十六条の三（埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）第十七条及び埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）第十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、学校評議員を置かないものとする。

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(埼玉県障害児就学支援委員会規則の一部改正)

第二条 埼玉県障害児就学支援委員会規則(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、中学校」の下に「、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)」を加える。

(学校給食の開設等の届出に関する規則の一部改正)

第三条 学校給食の開設等の届出に関する規則(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「中学校」の下に「、義務教育学校、中等教育学校」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十六号

埼玉県議会平成三十一年二月定例会において議決された平成三十年度埼玉県一般会計補正予算（第三号）、平成三十年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）、平成三十年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）、平成三十年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）、平成三十年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成30年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成30年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,924,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,877,685,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,981,781	101,611	3,083,392
	1 分担金	297,234	33,791	331,025
	2 負担金	2,684,547	67,820	2,752,367
9 国庫支出金		150,474,869	4,803,000	155,277,869
	2 国庫補助金	42,485,124	4,803,000	47,288,124
13 繰越金		795,146	4,927	800,073
	1 繰越金	795,146	4,927	800,073
15 県債		236,476,000	5,015,000	241,491,000
	1 県債	236,476,000	5,015,000	241,491,000
歳入合計		1,867,761,286	9,924,538	1,877,685,824

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		23,823,076	507,038	24,330,114
	4 林 業 費	4,460,511	39,000	4,499,511
	5 農 地 費	9,338,952	468,038	9,806,990
8 土 木 費		116,025,724	9,417,500	125,443,224
	2 道 路 橋 り よ う 費	49,087,460	4,222,000	53,309,460
	3 河 川 費	28,938,566	5,185,500	34,124,066
	4 都 市 計 画 費	25,886,373	10,000	25,896,373
歳 出	合 計	1,867,761,286	9,924,538	1,877,685,824

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	治山事業費	39,000
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	138,548
		ほ場整備事業費	159,600
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	社会資本整備総合交付金（維持）事業費	1,219,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	210,000
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	4,500

		社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	90,000
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	10,000

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	100,000	社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	393,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	540,000	社会資本整備総合交付金（改築）事業費	2,830,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	79,000	社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	189,000
	3 河川費	社会資本整備総合交付金（河川）事業費	2,026,000	社会資本整備総合交付金（河川）事業費	6,716,000

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地すべり防止事業	34,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	53,000		(補正前に同じ。)	
農業基盤整備事業	1,159,000	同	同上	同上	1,305,000		(同上)	
道路事業	5,629,000	同	同上	同上	7,586,000		(同上)	

直轄事業負担金	11,912,000	同	上	同	上	同	上	12,413,000	(	同	)	上
河川事業	4,316,000	同	上	同	上	同	上	6,661,000	(	同	)	上
砂防事業	390,000	同	上	同	上	同	上	434,000	(	同	)	上
街路事業	1,803,000	同	上	同	上	同	上	1,806,000	(	同	)	上

平成30年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成30年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,534,440千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,834,151,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		759,000,000	6,400,000	765,400,000
	1 県 民 税	324,125,000	△3,367,000	320,758,000
	3 地 方 消 費 税	109,761,000	7,678,000	117,439,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,759,000	1,774,000	19,533,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,261,000	315,000	10,576,000
2 地方消費税清算金		243,233,000	2,987,000	246,220,000
	1 地方消費税清算金	243,233,000	2,987,000	246,220,000
3 地方譲与税		106,795,000	3,317,000	110,112,000
	1 地方法人特別譲与税	102,931,000	3,317,000	106,248,000
4 地方特例交付金		4,196,000	△34,281	4,161,719
	1 地方特例交付金	4,196,000	△34,281	4,161,719
5 地方交付税		195,700,000	9,209,747	204,909,747
	1 地方交付税	195,700,000	9,209,747	204,909,747

7 分担金及び負担金		3,083,392	△111,713	2,971,679
	1 分担金	331,025	△9,968	321,057
	2 負担金	2,752,367	△101,745	2,650,622
8 使用料及び手数料		28,726,331	△33,971	28,692,360
	1 使用料	18,099,240	△78,439	18,020,801
	2 手数料	10,627,091	44,468	10,671,559
9 国庫支出金		155,277,869	△6,106,565	149,171,304
	1 国庫負担金	104,226,974	△367,019	103,859,955
	2 国庫補助金	47,288,124	△5,020,190	42,267,934
	3 委託金	3,762,771	△719,356	3,043,415
10 財産収入		15,627,463	1,363,094	16,990,557
	1 財産運用収入	6,400,330	168,026	6,568,356
	2 財産売却収入	9,227,133	1,195,068	10,422,201
11 寄附金		124,240	94,284	218,524
	1 寄附金	124,240	94,284	218,524

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		87,346,151	△65,573,479	21,772,672
	1 特別会計繰入金	2,174,086	△14,674	2,159,412
	2 基金繰入金	85,172,065	△65,558,805	19,613,260
13 繰越金		800,073	3,748,827	4,548,900
	1 繰越金	800,073	3,748,827	4,548,900
14 諸収入		34,598,305	7,052,617	41,650,922
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,093,995	△80,742	2,013,253
	2 預金利子	4,300	8,200	12,500
	3 貸付金元利収入	3,486,617	3,012,316	6,498,933
	4 受託事業収入	4,001,131	△765,368	3,235,763
	5 収益事業収入	14,328,735	3,526,318	17,855,053
	7 雑収入	10,682,527	1,351,893	12,034,420
15 県債		241,491,000	△5,847,000	235,644,000
	1 県債	241,491,000	△5,847,000	235,644,000
歳入合計		1,877,685,824	△43,534,440	1,834,151,384

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,214,266	△248,789	2,965,477
	1 議会費	3,214,266	△248,789	2,965,477
2 総務費		87,519,944	△5,558,549	81,961,395
	1 総務管理費	21,967,139	△470,918	21,496,221
	2 企画費	6,015,842	△1,256,986	4,758,856
	3 県民費	8,803,729	△345,014	8,458,715
	4 環境費	10,192,006	△676,975	9,515,031
	5 徴税費	27,087,677	△1,872,415	25,215,262
	6 市町村振興費	5,162,421	△630,891	4,531,530
	7 選挙費	908,805	△12,107	896,698
	8 防災費	5,661,381	△130,144	5,531,237
	9 統計調査費	1,107,350	△145,185	962,165
	10 人事委員会費	305,673	△17,315	288,358
	11 監査委員費	307,921	△599	307,322

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		345,343,659	△12,546,855	332,796,804
	1 社会福祉費	254,125,650	△9,426,775	244,698,875
	2 児童福祉費	78,995,680	△3,069,334	75,926,346
	3 生活保護費	11,855,448	△16,847	11,838,601
	4 災害救助費	366,881	△33,899	332,982
4 衛生費		62,805,827	△3,754,068	59,051,759
	1 公衆衛生費	28,250,191	△1,788,472	26,461,719
	2 環境衛生費	3,707,776	△493,866	3,213,910
	3 保健所費	3,597,448	△2,093	3,595,355
	4 医薬費	12,282,714	△1,469,637	10,813,077
5 労働費		6,074,958	△667,924	5,407,034
	1 労政費	2,186,279	△117,300	2,068,979
	2 職業訓練費	3,726,665	△544,700	3,181,965
	3 労働委員会費	162,014	△5,924	156,090
6 農林水産業費		24,330,114	△1,602,234	22,727,880
	1 農業費	8,485,249	△698,527	7,786,722

	2 蚕糸特産及び水産業費	449,729	△68,481	381,248
	3 畜産業費	1,088,635	98,665	1,187,300
	4 林業費	4,499,511	△495,625	4,003,886
	5 農地費	9,806,990	△438,266	9,368,724
7 商工費		25,056,223	△4,392,175	20,664,048
	1 商工業費	24,804,675	△4,385,084	20,419,591
	2 観光費	251,548	△7,091	244,457
8 土木費		125,443,224	△6,271,201	119,172,023
	1 土木管理費	10,939,749	△331,931	10,607,818
	2 道路橋りょう費	53,309,460	△1,464,628	51,844,832
	3 河川費	34,124,066	△3,157,472	30,966,594
	4 都市計画費	25,896,373	△1,286,893	24,609,480
	5 住宅費	1,173,576	△30,277	1,143,299
9 警察費		150,396,249	△712,059	149,684,190
	1 警察管理費	137,832,798	△678,181	137,154,617
	2 警察活動費	12,563,451	△33,878	12,529,573

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		489,633,204	△6,117,281	483,515,923
	1 教育総務費	61,625,779	△3,975,330	57,650,449
	2 小学校費	138,361,690	△8,099	138,353,591
	3 中学校費	83,182,716	△13,872	83,168,844
	4 高等学校費	105,367,224	△1,190,878	104,176,346
	5 特別支援学校費	41,225,334	△463,275	40,762,059
	6 大学費	2,225,372	△48,925	2,176,447
	8 社会教育費	4,707,108	△297,160	4,409,948
	9 保健体育費	1,189,045	△119,742	1,069,303
11 災害復旧費		43,452	△9,139	34,313
	1 農林水産施設災害復旧費	14,902	△3,528	11,374
	2 土木施設災害復旧費	28,550	△5,611	22,939
12 公債費		279,949,393	△6,234,087	273,715,306
	1 公債費	279,949,393	△6,234,087	273,715,306
13 諸支出金		277,375,311	4,579,921	281,955,232
	1 公営企業支出金	15,188,311	△577,079	14,611,232

	2 地方消費税清算金	104,433,000	6,096,000	110,529,000
	3 所得割交付金	5,000,000	△500,000	4,500,000
	5 配当割交付金	5,207,000	△769,000	4,438,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,491,000	△1,405,000	4,086,000
	7 地方消費税交付金	124,339,000	1,860,000	126,199,000
	9 自動車取得税交付金	7,491,000	175,000	7,666,000
	10 軽油引取税交付金	6,948,000	△300,000	6,648,000
歳	出	合	計	
		1,877,685,824	△43,534,440	1,834,151,384

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	熊谷会館	723,156	平成29年度	433,894	594,360	平成29年度	433,894
		解体事業費		平成30年度	289,262		平成30年度	160,466
	1 教育総務費	県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（平成30年度 着工分）	585,084	平成30年度	117,019	579,704	平成30年度	111,639
		教育関係庁舎 大規模改修費（平成 29年度着工分）		平成29年度	77,487		平成29年度	77,487
			919,933	平成30年度	842,446	887,745	平成30年度	810,258

10 教育費	4 高等学校費	県立学校大規模改修費（平成29年度着工分）	720,791	平成29年度 平成30年度	182,478 538,313	683,962	平成29年度 平成30年度	182,478 501,484
		県立高等学校実験実習棟改築費（平成30年度着工分）	2,504,680	平成30年度 平成31年度 平成32年度	631,366 841,061 1,032,253	2,481,395	平成30年度 平成31年度 平成32年度	608,081 841,061 1,032,253
	5 特別支援学校費	県南部地域特別支援学校（仮称）校舎整備費	4,301,383	平成30年度 平成31年度 平成32年度	199,516 1,449,611 2,652,256	4,300,875	平成30年度 平成31年度 平成32年度	199,008 1,449,611 2,652,256
	8 社会教育費	自然と川の博物館展示改修費	196,004	平成29年度 平成30年度 平成31年度	59,070 90,533 46,401	153,683	平成29年度 平成30年度 平成31年度	59,070 48,212 46,401

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	国土調査費	27,713
	3 県民費	県民活動総合センター管理運営費	21,266
	4 環境費	次世代自動車普及促進事業費	100,000
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	234,324
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	815,626
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	163,320
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備助成費	25,195
	3 生活保護費	救護施設整備助成費	565,121
4 衛生費	4 医薬費	看護師等養成所整備費補助	49,384
		看護師等離職防止施設整備費補助	5,915
		農林公園管理運営費	27,184

6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業経営基盤強化対策費	4,645
		経営体育成条件整備費	157,022
		埼玉園芸生産力強化支援費	368,230
		園芸振興対策費	40,450
	3 畜 産 業 費	畜産経営改善対策費	117,000
	4 林 業 費	森林整備推進事業費	109,259
		水源地域の森づくり事業費	242,764
		林業・木材産業構造改革事業費	7,000
		都市と山村交流の森管理事業費	4,421
		森林管理道整備事業費	287,539
	5 農 地 費	農道整備事業費	51,000
		団体営土地改良事業費	117,321

款	項	事業名	金額
		川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	155,200
	2 道路橋りょう費	舗装道整備費	1,040,000
		道路環境整備費	280,000
		災害防除費	634,000
		交差点整備費	298,000
		バリアフリー安全対策費	240,000
		自転車通行環境整備費	50,000
		道路改築費	1,564,709
		道路改築事業費	33,150
		河川管理費	17,421
		河川維持修繕費	37,454

8 土 木 費	3 河 川 費	ダム等施設管理費	145,300
		河川改修調査費	19,769
		河川施設震災対策費	97,000
		床上浸水対策事業費	1,150,000
		調節池等活用内水対策費	79,980
		砂防維持修繕費	63,000
		水防諸費	96,000
		水防情報システム整備費	33,000
		社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	235,550
		公共団体区画整理事業県道整備費	59,625
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	798,800
		市街地再開発促進費補助	237,182

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	市街地再開発事業等公共施設管理者負担金	67,300
		住宅密集地改善促進事業費	3,701
		公園等施設管理費	281,429
		公園等施設整備費	1,771,444
		新たな森建設費	499,011
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	1,624,362
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	308,222
		社会資本整備総合交付金（公園）事業費	198,435
		ラグビーワールドカップ2019会場整備費	298,052
9 警察費	2 警察活動費	交通安全施設整備費	41,208
	1 教育総務費	県立学校建物等維持管理費	127,124

10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	県立高等学校エレベーター等設置費 県立高等学校実験実習棟改築費	226,965 157,225
----------	-------------	------------------------------------	--------------------

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	4 林業費	治山事業費	39,000	治山事業費	278,811
	5 農地費	かんがい排水事業費	138,548	かんがい排水事業費	1,040,148
		ほ場整備事業費	159,600	ほ場整備事業費	525,200
		農地防災事業費	169,890	農地防災事業費	365,340
2 道路橋りょう費		電線地中化（道路） 整備費	90,000	電線地中化（道路） 整備費	160,000
		自転車歩行者道整備費	83,000	自転車歩行者道整備費	1,188,000
		道路安全施設費	150,000	道路安全施設費	1,565,640
		社会資本整備総合交付金 （維持）事業費	1,219,000	社会資本整備総合交付金 （維持）事業費	1,443,000
		社会資本整備総合交付金 （交通安全）事業費	393,000	社会資本整備総合交付金 （交通安全）事業費	1,282,600

8 土 木 費		社会資本整備総合交付金 ( 改 築 ) 事 業 費	2,830,000	社会資本整備総合交付金 ( 改 築 ) 事 業 費	5,826,081
		橋 り よ う 修 繕 費	336,000	橋 り よ う 修 繕 費	5,545,000
		社会資本整備総合交付金 ( 橋 り よ う 維 持 ) 事 業 費	210,000	社会資本整備総合交付金 ( 橋 り よ う 維 持 ) 事 業 費	667,000
		橋 り よ う 架 換 費	144,000	橋 り よ う 架 換 費	459,005
		社会資本整備総合交付金 ( 橋 り よ う 整 備 ) 事 業 費	189,000	社会資本整備総合交付金 ( 橋 り よ う 整 備 ) 事 業 費	784,057
	3 河 川 費	排水機場等維持修繕費	55,000	排水機場等維持修繕費	529,000
		河 川 改 修 費	670,000	河 川 改 修 費	2,837,378
		社会資本整備総合交付金 ( 河 川 ) 事 業 費	6,716,000	社会資本整備総合交付金 ( 河 川 ) 事 業 費	8,320,300
		川の国埼玉はっらっ プロジェクト推進費	210,000	川の国埼玉はっらっ プロジェクト推進費	640,875
		砂 防 施 設 費	25,000	砂 防 施 設 費	169,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		急傾斜地崩壊対策費	30,000	急傾斜地崩壊対策費	63,000
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	4,500	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	180,500
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	90,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	172,000
	4 都市計画費	街路整備費	120,000	街路整備費	1,934,780
		社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	10,000	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	871,743
10 教育費	1 教育総務費	県立学校大規模改修費	294,589	県立学校大規模改修費	771,620

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
平成30年度減収補填債	8,359,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	33,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	26,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	3,855,000	同	上	同	上	3,223,000	(同)	上)
試験研究機関等設備整備事業	56,000	同	上	同	上	52,000	(同)	上)
緑の森博物館用地購入事業	49,000	同	上	同	上	44,000	(同)	上)

身近な緑公有地化事業	69,000	同	上	同	上	同	上	33,000	(同	上)
広域廃棄物埋立 処分場整備事業	123,000	同	上	同	上	同	上	143,000	(同	上)
防災ヘリコプター 整備事業	181,000	同	上	同	上	同	上	143,000	(同	上)
防災行政無線 高度化推進事業	2,667,000	同	上	同	上	同	上	2,620,000	(同	上)
消防学校施設整備事業	5,000	同	上	同	上	同	上	3,000	(同	上)
福祉事務所等 低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上	8,000	(同	上)
旧彩の国いきがい大学 東松山学園解体事業	55,000	同	上	同	上	同	上	36,000	(同	上)
心身障害児(者)援護 施設等整備事業	870,000	同	上	同	上	同	上	548,000	(同	上)
老人福祉施設整備事業	1,930,000	同	上	同	上	同	上	1,852,000	(同	上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	78,000	同	上	同	上	同	上	64,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	280,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	225,000		(補正前に同じ。)	
県民健康福祉村改修事業	14,000	同上	同上	同上	12,000		(同上)	
地域医療教育センター設備整備事業	34,000	同上	同上	同上	14,000		(同上)	
農林振興センター等低公害車整備事業	8,000	同上	同上	同上	7,000		(同上)	

農林公園施設整備事業	108,000	同	上	同	上	同	上	94,000	(同	上)
農業技術研究センター施設整備事業	167,000	同	上	同	上	同	上	142,000	(同	上)
茶業研究所施設整備事業	52,000	同	上	同	上	同	上	7,000	(同	上)
秩父高原牧場基盤整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上	23,000	(同	上)
林道事業	256,000	同	上	同	上	同	上	214,000	(同	上)
県単独治山事業	315,000	同	上	同	上	同	上	313,000	(同	上)
治山事業	105,000	同	上	同	上	同	上	121,000	(同	上)
地すべり防止事業	53,000	同	上	同	上	同	上	37,000	(同	上)
県単独農業基盤整備事業	894,000	同	上	同	上	同	上	846,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
農業基盤整備事業	1,305,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,323,000				(補正前に同じ。)
直轄事業（土地改良） 負担金	389,000	同	上	同	上	336,000			(同 上)
産業文化センター 施設整備事業	463,000	同	上	同	上	0			
県土整備事務所 改修事業	5,000	同	上	同	上	0			
県単独道路建設事業	21,464,000	同	上	同	上	21,440,000			(補正前に同じ。)

道 路 事 業	7,586,000	同	上	同	上	同	上	7,199,000	(	同	上)
直 轄 事 業 負 担 金	12,413,000	同	上	同	上	同	上	10,198,000	(	同	上)
県 単 独 河 川 改 修 事 業	6,562,000	同	上	同	上	同	上	6,554,000	(	同	上)
河 川 事 業	6,661,000	同	上	同	上	同	上	6,158,000	(	同	上)
砂 防 事 業	434,000	同	上	同	上	同	上	416,000	(	同	上)
都 市 環 境 整 備 事 業	661,000	同	上	同	上	同	上	537,000	(	同	上)
県 単 独 街 路 事 業	3,765,000	同	上	同	上	同	上	3,762,000	(	同	上)
街 路 事 業	1,806,000	同	上	同	上	同	上	1,776,000	(	同	上)
県 単 独 公 園 事 業	6,701,000	同	上	同	上	同	上	6,004,000	(	同	上)
公 園 事 業	843,000	同	上	同	上	同	上	629,000	(	同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察署等 低公害車整備事業	193,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格は差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	181,000		(補正前に同じ。)	
警察署庁舎建設事業	5,227,000	同	同上	同上	5,224,000		(同上)	
交通安全施設整備事業	1,356,000	同	同上	同上	1,345,000		(同上)	
県立高等学校建設事業	7,998,000	同	同上	同上	6,974,000		(同上)	
県立特別支援学校建設事業	1,855,000	同	同上	同上	612,000		(同上)	

社会教育施設整備事業	1,042,000	同	上	同	上	同	上	930,000	( 同 上 )
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	216,000	同	上	同	上	同	上	172,000	( 同 上 )
史跡整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上	1,000	( 同 上 )
土木施設災害復旧事業	6,000	同	上	同	上	同	上	4,000	( 同 上 )
水道用水供給事業 出資金	3,705,000	同	上	同	上	同	上	3,353,000	( 同 上 )
臨時財政対策債	131,300,000	同	上	同	上	同	上	126,066,000	( 同 上 )

平成30年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,759,991千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ567,012,648千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		333,849,639	△3,759,991	330,089,648
	1 一般会計繰入金	198,695,726	△3,720,112	194,975,614
	2 特別会計繰入金	1,670,913	△39,879	1,631,034
歳入合計		570,772,639	△3,759,991	567,012,648

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		570,772,639	△3,759,991	567,012,648
	1 公 債 費	570,772,639	△3,759,991	567,012,648
歳 出 合 計		570,772,639	△3,759,991	567,012,648

平成30年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209,971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,116,657千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		18,906,685	209,971	19,116,656
	1 証紙収入	18,906,685	209,971	19,116,656
歳入合計		18,906,686	209,971	19,116,657

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		18,897,686	209,971	19,107,657
	1 一般会計繰出金	18,897,686	209,971	19,107,657
歳出合計		18,906,686	209,971	19,116,657

平成30年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ613,673千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,036,376千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		27,537	1,947	29,484
	1 財産運用収入	27,537	1,947	29,484
2 繰入金		7,500,000	△607,128	6,892,872
	1 基金繰入金	7,500,000	△607,128	6,892,872
4 諸収入		6,122,511	△8,492	6,114,019
	1 貸付金元利収入	6,122,511	△8,492	6,114,019
歳入合計		13,650,049	△613,673	13,036,376

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,650,049	△613,673	13,036,376
	1 市町村振興事業費	13,650,049	△613,673	13,036,376
歳 出 合 計		13,650,049	△613,673	13,036,376

平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ779,497千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		14,284	614	14,898
	1 財産運用収入	14,284	614	14,898
歳入	合計	778,883	614	779,497

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		778,883	614	779,497
	2 基金積立金	174,285	614	174,899
歳 出	合 計	778,883	614	779,497

平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,625,138千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ628,984,273千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		171,368,513	△428,540	170,939,973
	1 国庫負担金	131,472,107	△1,208,022	130,264,085
	2 国庫補助金	39,896,406	779,482	40,675,888
3 療養給付費等交付金		2,288,239	133,409	2,421,648
	1 療養給付費等交付金	2,288,239	133,409	2,421,648
4 前期高齢者交付金		209,421,033	142,919	209,563,952
	1 前期高齢者交付金	209,421,033	142,919	209,563,952

5 共同事業交付金		725,933	68,763	794,696
	1 共同事業交付金	725,933	68,763	794,696
6 財産収入		58,280	2,488	60,768
	1 財産運用収入	58,280	2,488	60,768
7 繰入金		47,298,644	△1,544,002	45,754,642
	1 一般会計繰入金	42,259,334	△1,544,002	40,715,332
8 諸収入		179	△175	4
	1 雑収入	179	△175	4
歳入合計		630,609,411	△1,625,138	628,984,273

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		9,910	△3,100	6,810
	1 総 務 管 理 費	8,188	△2,593	5,595
	2 運 営 協 議 会 費	1,722	△507	1,215
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		496,397,965	152,556	496,550,521
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	496,397,965	152,556	496,550,521
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		96,540,633	△932,497	95,608,136
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	96,540,633	△932,497	95,608,136
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		428,654	△21,571	407,083
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	428,654	△21,571	407,083
5 介 護 納 付 金		34,603,841	△796,453	33,807,388
	1 介 護 納 付 金	34,603,841	△796,453	33,807,388

9 基金積立金		1,849,340	△24,073	1,825,267
	1 基金積立金	1,849,340	△24,073	1,825,267
歲出合計		630,609,411	△1,625,138	628,984,273

平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,612千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,408千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		20,064	△6,000	14,064
	1 繰入金	30	△30	0
	2 繰越金	1	△1	0
	3 諸収入	20,033	△5,969	14,064

2 就農支援資金業務勘定収入		300	△82	218
	1 繰入金	260	△209	51
	2 繰越金	38	127	165
3 農業改良資金貸付勘定収入		6,559	△1,530	5,029
	1 繰越金	6,559	△1,530	5,029
4 農業改良資金業務勘定収入		1,097	0	1,097
	1 繰入金	845	△845	0
	2 繰越金	248	845	1,093
歳入合計		28,020	△7,612	20,408

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定		20,064	△6,000	14,064
	1 就農支援資金貸付費	20,064	△6,000	14,064
2 就農支援資金業務勘定		300	△82	218
	1 管理指導事務費	290	△82	208
3 農業改良資金貸付勘定		6,559	△1,530	5,029
	1 農業改良資金貸付費	6,559	△1,530	5,029
歳 出 合 計		28,020	△7,612	20,408

平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,670千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,660千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入		24,670	△4,670	20,000
	2 繰越金	14,205	△4,670	9,535
歳入	合計	25,330	△4,670	20,660

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定		24,670	△4,670	20,000
	1 林業・木材産業 改善資金貸付費	24,670	△4,670	20,000
歳出	合計	25,330	△4,670	20,660

平成30年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ769,538千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ894,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		664,029	1,572	665,601
	1 財 産 運 用 収 入	63,493	2,528	66,021
	2 財 産 売 払 収 入	600,536	△956	599,580
2 繰 入 金		1,000,248	△771,625	228,623
	1 繰 入 金	1,000,248	△771,625	228,623

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	515	516
	1 繰越金	1	515	516
歳入合計		1,664,279	△769,538	894,741

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,664,279	△769,538	894,741
	1 用地事業費	1,664,279	△769,538	894,741
歳出合計		1,664,279	△769,538	894,741

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 用 地 事 業 費	1 用 地 事 業 費	用地購入費	68,242

平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ593,272千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,140,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,201,364	△164,865	8,036,499
	1 住宅使用料	8,201,364	△164,865	8,036,499

2 国庫支出金		1,686,618	△224,035	1,462,583
	1 国庫補助金	1,686,618	△224,035	1,462,583
3 財産収入		47,451	13,175	60,626
	1 財産運用収入	47,451	13,175	60,626
4 繰入金		880,284	△323,134	557,150
	1 繰入金	880,284	△323,134	557,150
5 繰越金		1	311,649	311,650
	1 繰越金	1	311,649	311,650
6 諸収入		22,242	4,938	27,180
	2 雑収入	22,161	4,938	27,099
7 県債		1,896,000	△211,000	1,685,000
	1 県債	1,896,000	△211,000	1,685,000
歳入合計		12,733,960	△593,272	12,140,688

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		9,520,024	△548,521	8,971,503
	1 住宅管理費	6,002,253	△15,679	5,986,574
	2 住宅建設費	3,517,771	△532,842	2,984,929
2 繰出金		2,100,706	△12,589	2,088,117
	1 繰出金	2,100,706	△12,589	2,088,117
3 公債費		1,103,230	△32,162	1,071,068
	1 公債費	1,103,230	△32,162	1,071,068
歳出合計		12,733,960	△593,272	12,140,688

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成27年度 公営住宅建設費	3,408,832	平成27年度	93,381	3,233,301	平成27年度	93,381
				平成28年度	1,129,398		平成28年度	1,129,398
				平成29年度	1,793,203		平成29年度	1,793,203
				平成30年度	392,850		平成30年度	17,226
				平成31年度			平成31年度	200,093
		平成28年度 公営住宅建設費	1,322,923	平成28年度	74,572	1,304,812	平成28年度	74,572
				平成29年度	254,242		平成29年度	254,242
				平成30年度	650,248		平成30年度	632,137
				平成31年度	343,861		平成31年度	343,861

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成29年度 公営住宅建設費	2,823,235	平成29年度	110,759	2,772,399	平成29年度	110,759	
				平成30年度	1,135,378		平成30年度	1,084,542	
				平成31年度	1,161,264		平成31年度	1,161,264	
				平成32年度	415,834		平成32年度	415,834	
			平成30年度 公営住宅建設費	3,055,263	平成30年度	169,024	3,049,419	平成30年度	163,180
					平成31年度	642,923		平成31年度	642,923
					平成32年度	1,528,855		平成32年度	1,528,855
					平成33年度	714,461		平成33年度	714,461
			平成28年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,340,014	平成28年度	27,716	1,330,365	平成28年度	27,716
					平成29年度	229,828		平成29年度	229,828
					平成30年度	890,577		平成30年度	880,928
					平成31年度	191,893		平成31年度	191,893

		平成29年度		平成29年度	22,228		平成29年度	22,228
		公営住宅		平成30年度	177,340		平成30年度	172,177
		団地再生	1,107,403	平成31年度	783,214	1,102,240	平成31年度	783,214
		事業費		平成32年度	124,621		平成32年度	124,621

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,896,000	普通貸借 又 証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,685,000		( 補正前に同じ。 )	

平成30年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94,565千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595,596千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		15,921	827	16,748
	1 財産運用収入	15,921	827	16,748
2 繰入金		623,079	△102,598	520,481
	1 繰入金	623,079	△102,598	520,481
3 繰越金		1	7,211	7,212
	1 繰越金	1	7,211	7,212

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入		51,160	△5	51,155
	1 貸付金元利収入	50,773	△3,214	47,559
	3 雑 入	374	3,209	3,583
歳 入 合 計		690,161	△94,565	595,596

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		690,161	△94,565	595,596
	1 高等学校等奨学金事業費	690,161	△94,565	595,596
歳 出 合 計		690,161	△94,565	595,596

平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,056,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,728,488千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		42,147	△4,865	37,282
	1 入 場 料 収 入	42,146	△4,865	37,281
2 投 票 券 発 売 収 入		29,023,671	△1,464,003	27,559,668
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,967,670	△1,464,003	27,503,667
3 財 産 収 入		235,817	894	236,711
	1 財 産 運 用 収 入	235,816	894	236,710

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		2	3,201,530	3,201,532
	1 繰越金	2	3,201,530	3,201,532
6 諸収入		246,019	323,076	569,095
	2 収益事業収入	1	323,076	323,077
歳入合計		29,671,856	2,056,632	31,728,488

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		212,374	894	213,268
	1 公営競技総務費	212,374	894	213,268
2 公営競技事業費		29,124,747	△1,470,580	27,654,167
	1 公営競技事業費	29,124,747	△1,470,580	27,654,167
3 繰出金		328,735	3,526,318	3,855,053
	1 繰出金	328,735	3,526,318	3,855,053
歳出	合計	29,671,856	2,056,632	31,728,488

平成30年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	656,197 千円	△193,413 千円	462,784 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,829,134	△ 27,312	1,801,822
第1項 営業費用	1,675,389	△ 26,452	1,648,937
第3項 特別損失	78,586	△ 860	77,726

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「352,245千円」を「340,032千円」に、「25,444千円」を「27,266千円」に、「180,000千円」を「160,000千円」に、「1,181千円」を「7,146千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	487,078	△ 181,200	305,878
第1項 建設補助金	96,000	△ 96,000	0
第4項 負担金	85,200	△ 85,200	0

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	839,323	△ 193,413	645,910
第1項 建設改良費	693,703	△ 193,413	500,290

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	利根導水路大規模 地震対策事業	106,587	平成26年度	2,001	159,326	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,613		平成27年度	8,613
				平成28年度	9,476		平成28年度	9,476
				平成29年度	15,534		平成29年度	15,534
				平成30年度	21,335		平成30年度	20,457
				平成31年度	25,643		平成31年度	27,568
				平成32年度	7,956		平成32年度	24,478
				平成33年度	16,029		平成33年度	15,999
							平成34年度	9,575
		平成35年度	25,625					

平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	18,602,522 千円	△ 2,248,856 千円	16,353,666 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	47,595,142	△ 145,748	47,449,394
第1項 営業収益	42,340,651	△ 133,042	42,207,609
第2項 営業外収益	5,207,853	△ 12,706	5,195,147

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,559,435	△ 1,873,642	44,685,793
第1項 営業費用	41,226,182	△ 1,997,264	39,228,918
第2項 営業外費用	4,646,615	150,490	4,797,105
第3項 特別損失	646,638	△ 26,868	619,770

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「16,663,789千円」を「16,347,400千円」に、「901,285千円」を「861,792千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金15,762,504千円」を「減債積立金4,259,458千円及び過年度分損益勘定留保資金11,226,150千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	18,869,342	△ 2,160,466	16,708,876
第1項 建設補助金	4,691,955	△ 400,113	4,291,842
第2項 企業債	8,400,000	△ 1,400,000	7,000,000

第3項 他會計出資金	5,554,531	△ 352,000	5,202,531
第4項 他會計補助金	220,806	△ 8,353	212,453

支 出

(單位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	35,533,131	△ 2,476,855	33,056,276
第1項 建設改良費	19,769,765	△ 2,324,757	17,445,008
第2項 企業債償還金	10,314,888	△ 152,100	10,162,788
第6項 過年度国庫補助金 返 還 金		2	2

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	80,500,267	平成16年度	4,510,469	80,500,267	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	2,130,851		平成26年度	2,130,851
		平成27年度	2,464,777	平成27年度	2,464,777			
		平成28年度	3,960,079	平成28年度	3,960,079			

1 資本的支出	1 建設改良費			平成29年度	6,450,877		平成29年度	6,450,877
				平成30年度	8,906,343		平成30年度	8,105,251
				平成31年度	5,676,276		平成31年度	4,774,585
				平成32年度	129,695		平成32年度	1,759,843
				平成33年度	211,415		平成33年度	211,415
				平成34年度	245,316		平成34年度	245,316
				平成35年度	238,427		平成35年度	311,062
		浄水場備蓄施設 整備事業	5,565,652	平成27年度	168,824	5,458,522	平成27年度	168,824
				平成28年度	1,982,794		平成28年度	1,982,794
				平成29年度	3,100,086		平成29年度	3,100,086
				平成30年度	313,948		平成30年度	206,818
		吉見浄水場拡張 関連整備 (I期)事業	4,180,348	平成27年度	100,992	4,180,348	平成27年度	100,992
				平成28年度	592,309		平成28年度	592,309
				平成29年度	958,570		平成29年度	958,570
				平成30年度	248,288		平成30年度	163,760
平成31年度	1,028,119			平成31年度	357,563			

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				平成32年度	1,247,388		平成32年度	944,063
				平成33年度	4,682		平成33年度	1,063,091
		水道施設 耐震化事業	28,961,444	平成26年度	480,078	28,961,444	平成26年度	480,078
				平成27年度	1,251,742		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	1,970,017		平成28年度	1,970,017
				平成29年度	1,447,789		平成29年度	1,447,789
				平成30年度	1,856,322		平成30年度	1,017,668
				平成31年度	4,746,368		平成31年度	1,140,518
				平成32年度	5,924,114		平成32年度	6,601,809
				平成33年度	5,580,084		平成33年度	5,721,174
				平成34年度	5,704,930		平成34年度	9,330,649
				平成26年度	33,359		平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
				平成28年度	272,533		平成28年度	272,533
				平成29年度	252,432		平成29年度	252,432

		利根導水路大規模 地震対策事業	1,481,521	平成30年度	278,361	2,183,544	平成30年度	260,714	
				平成31年度	219,201			平成31年度	359,869
				平成32年度	96,507			平成32年度	237,490
				平成33年度	176,945			平成33年度	157,245
								平成34年度	116,154
							平成35年度	341,565	

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「8,400,000千円」を「7,000,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「725,898千円」を「717,545千円」に改める。

平成30年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「15,363,872千円」を「15,323,872千円」に、「15,344,437千円」を「15,304,437千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	16,928,638	△40,000	16,888,638
第2項 建 設 準 備 費	312,494	△40,000	272,494

平成30年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	19,160,000 千円	△3,017,782 千円	16,142,218 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	51,891,731	△240,256	51,651,475
第2項 営業外収益	21,177,186	△240,256	20,936,930

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	51,838,550	△395,387	51,443,163
第1項 営業費用	50,208,898	△155,383	50,053,515
第2項 営業外費用	1,568,651	△240,004	1,328,647

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,304,269千円」を「5,301,595千円」に、「51,485千円」を「59,344千円」に、「過年度分損益勘定留保資金648,795千円」を「建設改良積立金45,095千円、減債積立金332,539千円、過年度分損益勘定留保資金1,057,939千円」に、「4,603,989千円」を「3,806,678千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	24,715,713	△3,249,829	21,465,884
第1項 建設補助金	11,959,484	△2,108,984	9,850,500

第2項 建設負担金	5,288,060	△585,375	4,702,685
第3項 企業債	6,811,000	△579,000	6,232,000
第4項 他会計出資金	556,171	14,900	571,071
第5項 他会計補助金	100,951	8,630	109,581

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	30,019,982	△3,252,503	26,767,479
第1項 建設改良費	22,739,331	△3,267,403	19,471,928
第2項 企業債償還金	7,280,651	14,900	7,295,551

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「6,811,000千円」を「6,232,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,780,068千円」を「6,548,442千円」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十七号

埼玉県議会平成三十一年二月定例会において議決された平成三十一年度埼玉県一般会計予算並びに平成三十一年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 平成31年度埼玉県一般会計予算

平成31年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,888,460,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	774,100,000
	1 県 民 税	324,658,000
	2 事 業 税	156,427,000
	3 地 方 消 費 税	117,056,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,909,000
	5 県 た ば こ 税	7,431,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,988,000
	7 自 動 車 取 得 税	5,414,000
	8 軽 油 引 取 税	52,653,889
	9 自 動 車 税	88,538,000
	10 鉱 区 税	4,861
	11 狩 猟 税	20,250
2 地 方 消 費 税 清 算 金		245,447,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	245,447,000

3 地 方 譲 与 税		113,049,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	108,737,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,607,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	165,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	449,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	6 森 林 環 境 譲 与 税	90,000
4 地 方 特 例 交 付 金		11,522,356
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,115,000
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	6,407,356
5 地 方 交 付 税		205,200,000
	1 地 方 交 付 税	205,200,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,591,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,591,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,951,276
	1 分 担 金	288,627
	2 負 担 金	2,662,649

款	項	金額
8 使用料及び手数料		28,996,095
	1 使用料	18,004,451
	2 手数料	10,991,644
9 国庫支出金		157,477,816
	1 国庫負担金	104,794,513
	2 国庫補助金	46,845,230
	3 委託金	5,838,073
10 財産収入		7,922,657
	1 財産運用収入	6,554,861
	2 財産売却収入	1,367,796
11 寄附金		121,542
	1 寄附金	121,542
12 繰入金		89,491,170
	1 特別会計繰入金	2,041,191
	2 基金繰入金	87,449,979
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸 収 入		34,105,088
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,013,253
	2 預 金 利 子	6,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,098,464
	4 受 託 事 業 収 入	3,772,579
	5 収 益 事 業 収 入	14,334,013
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	10,879,279
15 県 債		215,985,000
	1 県 債	215,985,000
歳 入 合 計		1,888,460,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,248,389
	1 議 会 費	3,248,389
2 総 務 費		95,601,145
	1 総 務 管 理 費	21,805,018
	2 企 画 費	7,587,446
	3 県 民 費	9,466,385
	4 環 境 費	9,469,134
	5 徴 税 費	27,466,557
	6 市 町 村 振 興 費	5,049,632
	7 選 挙 費	6,576,587
	8 防 災 費	6,534,381
	9 統 計 調 査 費	1,030,753
	10 人 事 委 員 会 費	302,518
11 監 査 委 員 費	312,734	
3 民 生 費		364,930,012
	1 社 会 福 祉 費	260,957,520

	2 児 童 福 祉 費	92,282,962
	3 生 活 保 護 費	11,420,619
	4 災 害 救 助 費	268,911
4 衛 生 費		61,546,050
	1 公 衆 衛 生 費	28,323,969
	2 環 境 衛 生 費	2,658,686
	3 保 健 所 費	3,745,877
	4 医 薬 費	11,946,911
	5 公 営 企 業 支 出 金	14,870,607
5 労 働 費		5,664,269
	1 労 政 費	1,989,465
	2 職 業 訓 練 費	3,513,484
	3 労 働 委 員 会 費	161,320
6 農 林 水 産 業 費		23,590,768
	1 農 業 費	8,276,547
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	452,039
	3 畜 産 業 費	1,089,031

款	項	金額
	4 林業費	4,411,565
	5 農地費	9,361,586
7 商工費		18,946,269
	1 商工業費	18,662,966
	2 観光費	283,303
8 土木費		115,662,214
	1 土木管理費	10,893,789
	2 道路橋りょう費	50,665,773
	3 河川費	29,237,460
	4 都市計画費	23,778,226
	5 住宅費	1,086,966
9 警察費		151,533,973
	1 警察管理費	140,000,445
	2 警察活動費	11,533,528
10 教育費		492,836,030
	1 教育総務費	57,805,685

	2 小 学 校 費	138,579,135
	3 中 学 校 費	83,327,041
	4 高 等 学 校 費	105,334,584
	5 特 别 支 援 学 校 費	43,251,580
	6 大 学 費	2,672,485
	7 私 立 学 校 費	55,819,177
	8 社 会 教 育 費	4,739,538
	9 保 健 体 育 費	1,306,805
11 災 害 復 旧 費		20,940
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	10,890
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,050
12 公 債 費		280,958,085
	1 公 債 費	280,958,085
13 諸 支 出 金		273,421,856
	1 公 營 企 業 支 出 金	13,132,856
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	107,500,000
	3 所 得 割 交 付 金	309,000

款	項	金 額
	4 利 子 割 交 付 金	1,543,000
	5 配 当 割 交 付 金	5,573,000
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,394,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	125,555,000
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,466,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,332,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	7,219,000
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	1,397,000
	12 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,888,460,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	4 医薬費	高等看護学院施設整備費	402,357	平成31年度	100,082
				平成32年度	302,275
10 教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎解体事業費（平成31年度着工分）	803,763	平成31年度	449,197
	4 高等学校費	県立高等学校実験実習棟改築費（平成31年度着工分）	2,087,575	平成31年度	1,250,789
平成32年度				678,124	
平成33年度				158,662	

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成31年度発行分）	平成31年度から 平成41年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成46年度まで	59,726
私立学校振興資金融資損失補償（平成31年度融資分）	平成31年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
東京オリンピック・パラリンピック推進事業	平成32年度	248,683

環境創造資金利子補給（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成41年度まで	48,595
旧山西省友好記念館施設改修費等補助	平成32年度から 平成46年度まで	42,703
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成51年度まで	199,025
多子世帯応援クーポン事業（平成31年度発行分）	平成32年度	265,840
新型インフルエンザ対策事業	平成32年度	460,033

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成14年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）	平成31年度から平成39年度まで	県が行う小規模事業資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成16年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）	平成31年度から平成39年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度から平成49年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額

<p>起業家育成資金損失補償（平成16年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から平成49年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行っ</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>た場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成19年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

<p>経営安定資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から 平成46年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
------------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営支援特別融資損失補償（平成19年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額</p>
<p>企業再生資金損失補償（平成16年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う企業再生資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除し</p>

		<p>た額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から平成49年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成19年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）	平成31年度から平成39年度まで	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
借換資金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度から平成49年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険</p>

		<p>法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から平成46年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成46年度まで	3,016,970
勤労者支援資金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度から 平成37年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業（平成31年度契約分）	平成32年度から 平成34年度まで	976,884
農地利用集積事業資金損失補償（平成31年度融資分）	平成31年度から 平成42年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成52年度まで	105,260

農業災害復旧経営資金利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成38年度まで	1,170
農業災害復旧経営資金損失補償（平成31年度融資分）	平成31年度から 平成38年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成31年度借入分）	平成31年度から 平成82年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
農業用ため池緊急耐震化対策事業	平成32年度	239,700

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成31年度取得分）	平成32年度から 平成41年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成31年度借入分）	平成31年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
平成31年度有料道路整備貸付金債務保証（平成31年度融資分）	平成31年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
有料道路整備貸付金債務保証（平成31年度融資分）	平成31年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

橋りょう修繕	平成 3 2 年 度	334,000
橋りょう架換	平成 3 2 年 度	60,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成 3 2 年 度	160,000
河川改修	平成 3 2 年 度	100,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成 3 2 年 度	1,474,000

事 項	期 間	限 度 額
縣市連携浸水対策	平成32年度	570,000
公園等建設	平成32年度	350,000
埼玉スタジアム2002公園管理運営	平成32年度から 平成33年度まで	274,668
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成31年度建設分）	平成32年度から 平成55年度まで	1,045,928
学力・学習状況調査実施事業（平成31年度契約分）	平成32年度	153,309

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会低公害車整備事業	21,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
低公害車整備事業	75,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	3,474,000	同上	同上	同上
鉄道駅転落防止設備整備促進事業	16,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	58,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	48,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	122,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	1,697,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防学校施設整備事業	21,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
被災者生活再建支援基金出資金	1,949,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	35,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	1,392,000	同上	同上	同上
障害者歯科診療所整備事業	23,000	同上	同上	同上
県立熊谷点字図書館解体事業	21,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	1,315,000	同上	同上	同上
総合リハビリテーションセンター施設等整備事業	95,000	同上	同上	同上

児童福祉施設整備事業	286,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	550,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	68,000	同	上	同	上	同	上
保健所整備事業	12,000	同	上	同	上	同	上
県立高等看護学院施設整備事業	99,000	同	上	同	上	同	上
高等技術専門校施設整備事業	4,000	同	上	同	上	同	上
農林公園施設整備事業	58,000	同	上	同	上	同	上
花と緑の振興センター施設整備事業	34,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	196,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
茶業研究所施設整備事業	71,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
秩父高原牧場基盤整備事業	38,000	同上	同上	同上
造林事業	29,000	同上	同上	同上
県民の森整備事業	4,000	同上	同上	同上
森林科学館整備事業	6,000	同上	同上	同上
県単独林道事業	276,000	同上	同上	同上
林道事業	266,000	同上	同上	同上
県単独治山事業	337,000	同上	同上	同上

治山事業	127,000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	816,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	1,138,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	466,000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	199,000	同	上	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	200,000	同	上	同	上	同	上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上
産業技術総合センター施設整備事業	58,000	同	上	同	上	同	上
道路公社出資金	142,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	21,743,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電線地中化（道路）整備事業	554,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
道路事業	5,934,000	同上	同上	同上
直轄事業負担金	10,446,000	同上	同上	同上
県単独河川改修事業	6,400,000	同上	同上	同上
自然災害防止事業	80,000	同上	同上	同上
河川事業	5,278,000	同上	同上	同上
県単独砂防事業	527,000	同上	同上	同上
砂防事業	468,000	同上	同上	同上

都市環境整備事業	1,623,000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	3,787,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	1,488,000	同	上	同	上	同	上
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構出資金	22,000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	5,011,000	同	上	同	上	同	上
公園事業	332,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	165,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	5,589,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,248,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	9,354,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立特別支援学校建設事業	3,528,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
社会教育施設整備事業	1,557,000	同上	同上	同上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	660,000	同上	同上	同上
史跡整備事業	5,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資金	1,841,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	112,500,000	同上	同上	同上

平成31年度埼玉県公債費特別会計予算

平成31年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ634,788,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		370,646,823
	1 一 般 会 計 繰 入 金	195,897,136
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,640,687
	3 基 金 繰 入 金	173,109,000

款	項	金 額
2 県 債		264,142,000
	1 県 債	264,142,000
歳 入	合 計	634,788,823

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		634,788,823
	1 公 債 費	634,788,823
歳 出	合 計	634,788,823

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成16年度、平成21年度 及び平成26年度発行 県債償還金	262,380,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成21年度発行県債償還金	963,000	普通貸借又は証券発行	同上	同上
流域下水道事業会計 平成21年度発行県債償還金	799,000	同上	同上	同上

平成31年度埼玉県証紙特別会計予算

平成31年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,691,154千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		17,691,153
	1 証 紙 収 入	17,691,153
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	17,691,154

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		17,682,154
	1 一 般 会 計 繰 出 金	17,682,154
2 返 還 金		9,000
	1 返 還 金	9,000
歳 出 合 計		17,691,154

平成31年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成31年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,658,564千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		24,110
	1 財 産 運 用 収 入	24,110
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,134,453

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,134,453
歳 入	合 計	13,658,564

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,658,564
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,658,564
歳 出	合 計	13,658,564

平成31年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成31年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ766,215千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		305,851
	1 国 庫 負 担 金	305,851
2 財 産 収 入		14,512
	1 財 産 運 用 収 入	14,512
3 繰 入 金		445,850
	1 一 般 会 計 繰 入 金	140,000
	2 基 金 繰 入 金	305,850

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		766,215

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		766,215
	1 救助費	611,702
	2 基金積立金	154,513
歳出合計		766,215

平成31年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成31年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ845,424千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		21,756
	1 繰 入 金	21,756
2 繰 越 金		260,957
	1 繰 越 金	260,957
3 諸 収 入		562,711
	1 貸 付 金 元 利 収 入	558,528
	2 預 金 利 子	28

	3 雜	入	4,155	
歳	入	合	計	845,424

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			845,424	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		845,424	
歳	出	合	計	845,424

平成31年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616,401,545千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		195,136,894
	1 負 担 金	195,136,894
2 国 庫 支 出 金		173,023,703
	1 国 庫 負 担 金	132,885,251
	2 国 庫 補 助 金	40,138,452
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		272,253
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	272,253

4 前期高齢者交付金		199,083,831
	1 前期高齢者交付金	199,083,831
5 共同事業交付金		763,599
	1 共同事業交付金	763,599
6 財産収入		44,542
	1 財産運用収入	44,542
7 繰入金		40,446,939
	1 一般会計繰入金	40,146,939
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		7,548,431
	1 繰越金	7,548,431
9 諸収入		81,353
	1 雑収入	81,353
歳入合計		616,401,545

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,688
	1 総 務 管 理 費	7,974
	2 運 営 協 議 会 費	1,714
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		482,945,992
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	482,945,992
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		94,539,440
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	94,539,440
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		310,700
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	310,700
5 介 護 納 付 金		30,152,053
	1 介 護 納 付 金	30,152,053
6 病 床 転 換 支 援 金 等		570

	1 病床轉換支援金等	570
7 共同事業拠出金		764,286
	1 共同事業拠出金	764,286
8 保健事業費		4,669
	1 保健事業費	4,669
9 基金積立金		44,542
	1 基金積立金	44,542
10 諸支出金		7,629,605
	1 償還金及び還付加算金	7,629,605
歳出	合計	616,401,545

平成31年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成31年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,823千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,130
	1 繰 入 金	4,130
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		42,693
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	42,680
	3 雑 入	2
歳 入	合 計	148,823

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		146,823
	1 資 金 貸 付 費	146,823
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		148,823

平成31年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成31年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,419千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		16,722
	1 繰越金	1
	2 諸収入	16,721
2 就農支援資金業務勘定収入		282
	1 繰入金	242
	2 繰越金	38
	3 諸収入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		6,228
	1 繰越金	6,227
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		1,187
	1 繰入金	640
	2 繰越金	543
	3 諸収入	4
歳入合計		24,419

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		16,722
	1 就農支援資金貸付費	16,722
2 就農支援資金業務勘定		282
	1 管理指導事務費	272
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		6,228
	1 農業改良資金貸付費	6,228
4 農業改良資金業務勘定		1,187
	1 管理指導事務費	1,127
	2 予備費	60
歳 出 合 計		24,419

平成31年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成31年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	8,715
	3 諸収入	11,265
2 業務勘定収入		650
	1 繰越金	590
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,650

平成31年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成31年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,637千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		665
	1 財 産 運 用 収 入	665
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		9,420
	1 繰 越 金	9,420
4 諸 収 入		42,551

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	42,550
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	52,637

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		51,637
	1 本多静六博士育英事業費	51,637
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	52,637

平成31年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成31年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,297,575千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		297,325
	1 財 産 運 用 収 入	43,100
	2 財 産 売 払 収 入	254,225
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入 合 計		1,297,575

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		1,297,575
	1 用地事業費	1,297,575
歳 出 合 計		1,297,575

平成31年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成31年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,830,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,132,793
	1 住 宅 使 用 料	8,132,793

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,811,303
	1 国 庫 補 助 金	1,811,303
3 財 産 収 入		50,712
	1 財 産 運 用 収 入	50,712
4 繰 入 金		826,745
	1 繰 入 金	826,745
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		24,510
	1 敷 金 運 用 収 入	314
	2 雑 入	24,196
7 県 債		1,984,000
	1 県 債	1,984,000
歳 入	合 計	12,830,064

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		9,695,857
	1 住 宅 管 理 費	6,049,316
	2 住 宅 建 設 費	3,646,541
2 繰 出 金		1,964,743
	1 繰 出 金	1,964,743
3 公 債 費		1,159,464
	1 公 債 費	1,159,464
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,830,064

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成31年度公営住宅建設費	2,926,893	平成31年度	183,060
				平成32年度	546,889
				平成33年度	1,448,659
				平成34年度	748,285

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,984,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成31年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成31年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ773,624千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		15,363
	1 財 産 運 用 収 入	15,363
2 繰 入 金		719,750
	1 繰 入 金	719,750

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		38,510
	1 貸付金元利収入	38,121
	2 預金利子	15
	3 雑入	374
歳入	合計	773,624

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		773,624
	1 高等学校等奨学金事業費	773,624
歳出	合計	773,624

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成31年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成31年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,671,951千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		40,203
	1 入 場 料 収 入	40,202
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		28,144,477
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,088,476
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		234,726

款	項	金 額
	1 財 産 運 用 収 入	234,725
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		252,543
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	252,541
歳 入 合 計		28,671,951

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		208,563
	1 公 営 競 技 総 務 費	208,563
2 公 営 競 技 事 業 費		28,123,375
	1 公 営 競 技 事 業 費	28,123,375
3 繰 出 金		334,013
	1 繰 出 金	334,013
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		28,671,951

平成31年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	343床
が ん セ ン タ ー	503床
小 児 医 療 セ ン タ ー	316床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	92,270 人	79,293 人
が ん セ ン タ ー	143,273	203,885
小 児 医 療 セ ン タ ー	98,258	136,977
精 神 医 療 セ ン タ ー	54,922	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	252 人	325 人
が ん セ ン タ ー	392	836
小 児 医 療 セ ン タ ー	269	561
精 神 医 療 セ ン タ ー	150	126

3 主なる建設改良事業

3,810,220 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失のうち用途廃止施設の処分に要する経費805,351千円の財源に充てるため、企業債801,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	59,753,499 千円
第1項 医業収益	44,267,076 千円
第2項 医業外収益	15,287,150 千円
第3項 特別利益	199,273 千円

支 出

第1款	病院事業費用	62,893,596 千円
第1項	医療費用	60,831,977 千円
第2項	医療外費用	1,236,267 千円
第3項	特別損失	805,352 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,116,466千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,252千円及び過年度分損益勘定留保資金2,111,214千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	5,778,162 千円
第1項	企業債	3,555,000 千円
第2項	他会計補助金	3,520 千円
第3項	他会計負担金	2,174,139 千円
第4項	固定資産売却代金	1 千円
第5項	補助金	45,500 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	7,894,628 千円
第1項 建設改良費	3,810,220 千円
第2項 企業債償還金	4,084,408 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び用途廃止施設の処分に要する資金に充てるため

限度額 4,356,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,917,168 千円

(2) 交際費 800 千円

(他会計からの補助金)

第8条 循環器・呼吸器病センター緑化事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,520千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、15,924,615千円と定める。

平成31年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	149 社
(2) 年間総給水量	66,938,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	182,892 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設改良事業	1,050,221 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,853,075 千円
第1項 営業収益		1,701,806 千円
第2項 営業外収益		151,268 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		1,850,927 千円

第1項	営業費用	1,673,335 千円
第2項	営業外費用	64,773 千円
第3項	特別損失	108,819 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額410,776千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,038千円、建設改良積立金230,000千円、減債積立金151,415千円及び過年度分損益勘定留保資金2,323千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		829,258 千円
第1項	建設補助金		103,400 千円
第2項	長期貸付金償還金		305,000 千円
第3項	他会計補助金		696 千円
第4項	負担金		420,160 千円
第5項	固定資産売却代金		1 千円
第6項	雑収入		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,240,034 千円

第1項 建設改良費

1,088,619 千円

第2項 企業債償還金

151,415 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	柿木浄水場耐震化事業	1,683,569	平成31年度	78,113
				平成32年度	243,316
				平成33年度	340,060
				平成34年度	360,049
				平成35年度	512,016
				平成36年度	150,015

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
柿木浄水場管理運営包括委託	平成32年度から 平成36年度まで	3,374,000

事 項	期 間	限 度 額
工 業 用 水 道 施 設 撤 去	平 成 3 2 年 度	201,000
業 務 設 備 整 備	平 成 3 2 年 度	425,000

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 278,763 千円

(2) 交 際 費 41 千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,976千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、744千円と定める。

平成31年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	55 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	636,154,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,738,126 m <sup>3</sup>
(4) 主 なる 建 設 改 良 事 業	12,125,590 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益			48,041,681 千円
第1項 営 業 収 益			43,087,355 千円
第2項 営 業 外 収 益			4,954,325 千円
第3項 特 別 利 益			1 千円
	支	出	
第1款 事 業 費			47,129,058 千円

第1項	営業費用	42,192,063 千円
第2項	営業外費用	4,648,513 千円
第3項	特別損失	248,482 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,249,459千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額733,932千円及び過年度分損益勘定留保資金14,515,527千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	13,076,455 千円
第1項	建設補助金	2,155,718 千円
第2項	企業債	7,100,000 千円
第3項	他会計出資金	3,655,115 千円
第4項	他会計補助金	163,606 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	2,015 千円

支 出

第1款	資本的支出	28,325,914 千円
第1項	建設改良費	13,240,730 千円
第2項	企業債償還金	9,679,685 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	305,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,060,499 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託	平 成 3 2 年 度	241,000
業 務 設 備 整 備	平 成 3 2 年 度 から 平 成 3 3 年 度 まで	6,919,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 7,100,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,256,044 千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、617,670千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、46,752千円と定める。

平成31年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| (1) 宅 地 売 却 面 積 | 247,840 m <sup>2</sup> |
| (2) 主なる建設改良事業   | 18,158,196 千円          |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益		9,010,191 千円	
第1項 営 業 収 益		8,885,030 千円	
第2項 営 業 外 収 益		47,756 千円	
第3項 特 別 利 益		77,405 千円	
	支	出	
第1款 事 業 費		7,137,878 千円	
第1項 営 業 費 用		7,100,646 千円	
第2項 営 業 外 費 用		17,231 千円	

第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,352,083千円は、過年度分損益勘定留保資金19,352,083千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,652,861 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,525,365 千円
第2項	他会計補助金		1,488 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		126,007 千円
		支	出
第1款	資本的支出		21,004,944 千円
第1項	建設改良費		18,451,698 千円
第2項	建設準備費		353,246 千円
第3項	投資有価証券		2,000,000 千円
第4項	予備費		200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	富士見上南畑地区産業団地整備事業	12,400,975	平成31年度	7,910,865
				平成32年度	3,228,350
				平成33年度	1,261,760
		鴻巣箕田地区産業団地整備事業	5,216,973	平成31年度	1,962,276
	平成32年度	2,016,982			
	平成33年度	1,237,715			
	寄居桜沢地区産業団地整備事業	2,063,137	平成31年度	1,126,936	
			平成32年度	514,462	
			平成33年度	421,739	
	羽生上岩瀬地区産業団地整備事業	1,806,879	平成31年度	1,234,499	
			平成32年度	332,600	
			平成33年度	239,780	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	559,915 千円
(2) 交際費	298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,168千円である。

平成31年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	669,236,856 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,828,516 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設改良事業	21,081,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		51,596,036 千円
第1項 営業収益		31,418,879 千円
第2項 営業外収益		20,177,156 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,577,068 千円
第1項	営 業 費 用	50,164,126 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,351,941 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,234,880千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,285千円、過年度分損益勘定留保資金1,047,210千円及び当年度分損益勘定留保資金4,136,385千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	28,188,434 千円
第1項	建 設 補 助 金	13,012,100 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,175,230 千円
第3項	企 業 債	8,204,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	671,298 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	125,759 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	46 千円

支 出

第1款 資本的支出	33,423,314 千円
第1項 建設改良費	25,546,139 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	7,877,175 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成33年度まで	1,800,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成34年度まで	2,250,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成35年度まで	10,048,000
中川流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成33年度まで	6,390,000

古利根川流域下水道事業（平成31年度契約分）	平成32年度	200,000
荒川上流流域下水道事業（平成31年度契約分）	平成32年度	180,000
利根川右岸流域下水道事業（平成31年度契約分）	平成32年度	201,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 8,204,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,342,093 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,619,128千円である。

## 告示

### 埼玉県告示第二百四十八号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「（平成十七年十月一日施行）」を「（平成二十九年九月一日施行）」に改める。

第三条第二項中「第五号から第七号まで」を「第六号から第八号まで」に改める。

第四条第五項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 知事が別に定める税を滞納している者

第四条第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第八項前段中「受ける」を「受け、資格者名簿に登録される」に改める。

第五条第四項中「第四号」を「第五号」に改める。

第六条第一項中「次の表に掲げる」を「、知事が別に定める」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「次の表に掲げる」を「、知事が別に定める」に改め、同項の表を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十三条第一項中「相続、合併、分割又は事業譲渡により、」を「合併その他の事由により」に、「当該営業」を「当該事業」に、「継承」を「承継」に改め、「ときは、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（様式第十六条）」を削り、同条第二項中「者は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（様式第十六号）」を削る。

第十五条第一項の表に注として次のように加える。

注 発注標準額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額である。

第十六条第四項中「委任状（様式第十号）」を「知事が別に定める委任状」に改める。

様式第一号から様式第十六号までを削る。

### 附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第二百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成三十一年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

#### 二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
- ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
- ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
  - イ 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
  - ロ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七个月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
  - リ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字俣埜三百五番地一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松本商会 代表取締役 松本伸一郎

埼玉県富士見市鶴馬三千四百六十八番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年十月三十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ三芳店

埼玉県入間郡三芳町藤久保三百五十一

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社松本商会 代表取締役 松本伸一郎

埼玉県富士見市鶴馬三千四百六十八番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十三日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百六十八平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

平面駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

平成三十一年三月十二日

二 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク和光西大和店

埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番三十九

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十三日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六十九平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成三十一年三月十二日

二 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一七―二六―二号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県蓮田市大字根金字皿田八百五十二番 外四十三筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百七十四・八立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

さいたま市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流汚水

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千八百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第千二百二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第百六十号、昭和六十年埼玉県告示第千二百二十八号、昭和六十二年埼玉

県告示第四百九十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千八百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三百四十号、平成二年埼玉県告示第百七十五号、平成二年埼玉県告示第二百二十四号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成四年埼玉県告示第千七百九十五号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第千六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告示第四百十五号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十年埼玉県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十二年埼玉県告示第千百六十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第七百二十四号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第千三百二号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告示第四百九十一号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十二年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十七号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十一号、平成二十八年埼玉県告示第四百二十一号、平成三十年埼玉県告示第百八十五号の事業地のうち、埼玉県さいたま市西区大字中釘字金子下及び字南前を加え、西区大字中釘字子ノ神、大字平方領々家字滝沼、見沼区大字御蔵字高見及び字小ヶ谷戸、大字片柳字西並びに大字西山村新田字築越地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

ロ 合流区域

(一) 収用の部分

変更なし

(二)

使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

白岡市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和五十年十一月四日から

平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号、昭和五十六年埼玉県告示第千九百号、昭和五十九年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四百十一号、昭和六十三年埼玉県告示第三百五十二号、平成三年埼玉県告示第五百七十四号、平成七年埼玉県告示第九百九十六号、平成九年埼玉県告示第千九百九十五号、平成十一年埼玉県告示第四百十二号、平成十四年埼玉県告示第五百四十五号、平成十五年埼玉県告示第七百三十七号、平成十九年埼玉県告示第四百九十七号、平成二十年埼玉県告示第六百一十三号、平成二十三年埼玉県告示第七十六号及び平成二十八年埼玉県告示第三百四十一号の事業地に白岡市大字白岡字西下谷を加え、白岡市大字白岡字上谷、大字小久喜字下野谷及び字古沼、大字上野田字宮山並びに大字千駄野字谷中地内において事業地を変更する。

##### (2) 雨水

##### (一) 収用の部分

変更なし

(二)

使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十六号

春日部市から春日部都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百五十七号

春日部市から春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十八号

春日部市から春日部都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十九号

春日部市から春日部都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により桶川市加納原土地区画整理組合から桶川都市計画事業加納原土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川越北環状線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市今成二丁目三〇番二地先から同市大字小室字鶴塚一四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年三月二十四日 午後三時</p>
<p>備 考</p>	<p>街路整備事業による。 平成十年五月二十六日付け埼玉県告示第七百二十一号、平成二十五年三月二十二日付け川越県土整備事務所長告示第十一号、平成三十年十一月六日付け川越県土整備事務所長告示第十七号及び第十八号並びに平成三十一年三月十五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一二七〇・〇〇メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字双柳字水窪一三三六番 一 地先から同市大字双柳字水窪一 三〇六番四地先まで</p>		区 間
二四・〇〇〇～二七・〇〇〇	二四・〇〇〇～三〇・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇		延 長 (メートル)
<p>この区域変更により生じる不用物件 は、売り払い処分とする予定。</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十一年三月二十七日 午前九時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
- ロ 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ハ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ニ 埼玉県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則について
- ホ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について
- ヘ 県東部地域特別支援学校（仮称）及び県東部地域高校内分校（仮称）の設置について
- ト その他

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十一年三月二十九日 午後七時

二 場所 庁議室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙について

イ その他

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 一心会 伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町 小室九千四百十九
病院	医療法人 三和会 東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田三丁目九番三
病院	独立行政法人 地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区 盆栽町四百五十三番地

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
身体障害者 支援施設	社会福祉法人 茶の花福祉会 大樹の丘	埼玉県所沢市 神米金五百番地一
老人ホーム	社会福祉法人 隼人会 特別養護老人ホーム 岩槻まきば園	埼玉県さいたま市岩槻区 大字横根千三百七十五番地
老人ホーム	社会福祉法人 錦江舎 特別養護老人ホーム 夢眠さくら	埼玉県さいたま市桜区町谷 二丁目七番十八号
老人ホーム	社会福祉法人 プラモウト・ サークルクラブ 特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム	埼玉県坂戸市 小沼四百九十番地一
病院	医療法人社団 愛友会 伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町 小室九千四百十九
病院	医療法人 三和会 東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田 二丁目六番地五
病院	独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区 宮原町一丁目八百五十一番

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十五号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十八号様式その三及び第十九号様式その四を次のように改める。

有効投票票 (1) - 1 (法第68条の2第3項の規定による有効投票を除く)					
参議院名簿 登載者の氏名	投票数			票	
開票管理者	開票立会人			確認・ 結束係	計 算 係

有効投票票 (1) - 2 (法第68条の2第3項の規定による有効投票を除く)					
参議院名簿 届出政党等の名 称 (略称)	投票数			票	
開票管理者	開票立会人			確認・ 結束係	計 算 係

有効投票票 (1) - 3 (法第68条の2第3項の規定による有効投票を除く)					
優先的に当選人 となるべき候補 者の氏名	投票数			票	
開票管理者	開票立会人			確認・ 結束係	計 算 係

有効投票票 (2) - 1 (法第68条の2第3項の規定による有効投票)					
投票の記載	票 数			票	
投 票 数	参議院名簿 登載者の氏名	特定枠 (※)	その他の 有効投票	あ ん 分 票 数	
		いずれの参議院名簿 登載者にも属しない もの			
開票管理者	開票立会人			確認・ 結束係	計 算 係

※ 優先的に当選人となるべき候補者については、「特定枠」欄に「該当」を記入すること。

有 効 投 票 (2) - 2  
(法第68条の2第3項の規定による有効投票)

投票の記載				票 数	票
投 票 数	参議院名簿届出政党等の 名称 (略称)	その他の有効投票		あ ん 分 票 数	
	いずれの参議院名簿届出政 党にも属しないもの	/			
開票管理者	開 票 立 会 人			確認・ 結束係	計 算 係

有 効 投 票 (2) - 3  
(法第68条の2第3項の規定による有効投票)

投票の記載				票 数	票
投 票 数	参議院名簿 登載者の氏名又は参 議院名簿届出政党等 の名称 (略称)	特定枠 (※)	その他の 有効投票	あ ん 分 票 数	
	いずれの参議院名簿 登載者及び参議院名 簿届出政党にも属し ないもの	/			
開票管理者	開 票 立 会 人			確認・ 結束係	計 算 係

※ 優先的に当選人となるべき候補者については、「特定枠」欄に「該当」を記入すること。

無 効 投 票

種 別				投票数	票
開票管理者	開 票 立 会 人			確認・ 結束係	計 算 係

備考 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。



# 得票計算表(総計)

開票区

計算係氏名

㊞

区 分		計 算 欄					
有効投票票	1					票	
	2					票	
	3					票	
	4					票	
	5					票	
	6					票	
	7					票	
	8					票	
	9					票	
	10					票	
	11					票	
	12					票	
	13					票	
	計 (A)					票	
票	あん分計算上の切捨て有効票 (B)						票
	いずれの参議院名簿登載者にも属しないあん分票 (個人名投票)	氏名を記載したもの	氏を記載したもの	名を記載したもの	計 (C)		票
	いずれの参議院名簿届出政党等にも属しないあん分票 (政党等名投票)	名称を記載したもの	略称を記載したもの	そ の 他	計 (D)		票
小計 (E = A + B + C + D)						票	
無効投票票	1	所定の用紙を用いないもの	計算欄	計	区 分	計算欄	計
	2	参議院名簿登載者でない者、公職の候補者となることのできない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの又は参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの		票	5	2以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したもの	票
	3			票	6		1人の参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等以外の参議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載したもの
	4	参議院名簿の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体、参議院名簿の取下げの届出をした政党その他の政治団体又は参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体に係る参議院名簿登載者の氏名又はその名称若しくは略称を記載したもの		票	7	被選挙権のない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの	
	5			票	8	参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称のほか、他事を記載したもの	票
	6			票	9	参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を自書しないもの	票
	7	参議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がされている場合の当該参議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		票	10	参議院名簿登載者の何人又は参議院名簿届出政党等のいずれを記載したかを確認し難いもの	票
	8			票	11	白紙投票	票
	9			票	12	単に雑事を記載したもの	票
	10			票	13	単に記号、符号を記載したもの	票
	小 計 (F)						票
	合 計		(有効投票数 (E) 票) + (無効投票数 (F) 票) = 投票総数				票

備考 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙の場合の様式である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四号様式その二の備考二中「第六項」を「第八項」に改める。

第二十四号様式その四を次のように改める。

平成 年 月 日執行 参議院比例代表選出議員選挙

参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示

何市(区町村) 選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿 登載者の氏名			(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称
3	2	1	(順位)(氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者	
3	2	1	(順位)(氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者	
3	2	1	(順位)(氏名) 優先的に当選人と なるべき候補者	
//////////				
//////////				

備考

- 一 この様式は、参議院比例代表選出議員の選挙において、投票所又は共通投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち令第二百二十五条の四で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に掲示する場合の様式である。
- 二 参議院名簿届出政党等の名称の掲示は、法第七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 三 参議院名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く。)の氏名の掲載の順序は、同条第四項の規定により、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。
- 四 優先的に当選人となるべき候補者がいる場合には、その他の参議院名簿登載者の氏名に続いて、その順位及び氏名の掲載を行うものとする。
- 五 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付すこと。なお、使用する文字の大きさは、全ての参議院名簿届出政党等について及び全ての参議院名簿登載者についてそれぞれ同一とすること。また、参議院名簿届出政党等の名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。
- 六 各参議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、全て同一とすること。
- 七 各参議院名簿登載者の氏名の間隔は、全て同一とすること。
- 八 略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とすること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。